

社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣 旨)

第 1 条 この運営規程は、社会医療法人社団さつき会の開設する袖ヶ浦さつき台病院（以下、「事業所という。）が介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 8 章及び第 10 章に定める規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、以て事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 事業所の従事者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称等は次のとおりとする。

名 称	袖ヶ浦さつき台病院
所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前 5 丁目 21 番地

第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う

(2) 医師 常勤1名以上(兼務)

利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上(兼務)

利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する

第3章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 サービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 相談援助(利用者及び家族への助言援助)

(利用料その他の費用)

第8条 1 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者からの支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3 第10条に規程した通常の実施地域を越えて行う交通費は、別紙利用料金表の額を徴収する。
4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

第5章 営業日及び営業時間

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第9条 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、祝日、12月31日～1月3日は除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合には、この限りでない。

第6章 事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、袖ヶ浦市、木更津市、市原市の区域とする。ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第7章 感染症蔓延および災害等発生時の対応と業務継続に向けた取り組みについて

(非常災害対策)

第11条 1 病院は非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上行うものとする。

(業務継続計画について)

第12条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため又、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第9章 身体的拘束の禁止について

(身体的拘束等の禁止について)

第14条 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

やむを得ずに身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を診療録に記録するものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第15条 事業所は、別紙に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第16条 協力医療機関は、次のとおりとする。

名 称	袖ヶ浦さつき台病院
診療科目	内科・外科・整形外科・脳神経外科・心療内科・精神科・神経科・眼科 耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・皮膚科・神経内科
所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5丁目21番地

(会計の区分)

第 17 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要は社会医療法人社団さつき会と病院管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

苦情処理体制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 袖ヶ浦さつき台病院 訪問リハビリテーション
担当責任者 管理者代行者

相談・苦情受付窓口連絡先 TEL 0438-38-3088
FAX 0438-38-3417

また、法人全事業を対象とした、「さつき会ご利用者相談窓口」を設置する。

相談・苦情受付窓口担当者 特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑
総務部長

相談・苦情受付窓口連絡先 TEL 0438-62-6151
FAX 0438-62-6153

その他公的窓口

相談・苦情等は、下記連絡先でも対応する。

- ・千葉県国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428
- ・袖ヶ浦市役所 高齢者支援課介護係 TEL 0438-62-2111

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理簿に「概要・処理結果」を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず責任者に連絡した、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ② 上記によっても苦情処理を行えない場合については、本会サービス調整会議で決定する。また、必要に応じて本会顧問弁護士等に相談して決定する。
- ③ 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合には損害賠償について検討する。
- ④ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。（県及び市町村苦情処理機関）

3 その他参考事項

- ① 上記に記載した以外の対応措置については、その都度本会サービス調整会議で協議し、利用者の立場に立って処理する。